

福井地方裁判所民事部 御中

令和4年(ヨ)第15号

関西電力株式会社・高浜原子力発電所1～4号機運転差止め仮処分命令申立事件

債権者 中島哲演外1名

債務者 関西電力株式会社

準備書面 1 3

2023年4月12日

(訂正:同年6月30日)

債権者ら代理人弁護士 笠原 一 浩

本書面においては、高浜原子力発電所4号機において、原子炉が自動停止したトラブルについて述べる。

1 本年1月30日に発生した事故

本年1月30日に、高浜原子力発電所4号機(1985年6月5日運転開始、出力87万kw)で、原子炉が自動停止したトラブルが発生した。

当初(1月31日)の新聞報道においては、次のように報じられた(甲124号証)。

「高浜原発4号機で、原子炉内部の中性子が急速に減少したことを示す警報が出たため、自動停止した。警報が出た原因は不明だが、外部への放射性物質の漏えいはないという。関電は、「電力需給への影響がただちにはない」としている。

30日の記者会見で、県担当者は「現時点では原因が分からない」とした上で、可能性として、原子炉の出力を制御する制御棒が何らかの原因で落下し、核分裂反応が弱まった▽中性子を検出する機器の異常――などを挙げた。」

2 事故の原因について

その後、このトラブルにつき、債務者は3月7日、原子力規制庁に対し、核分裂を抑える制御棒1本が電氣的な故障により原子炉内に落下したことが原因とみられると報告した(甲125号証)。

その報告によると、48本ある制御棒のうち1本が原子炉内に落下したことで、部分的に核分裂反応が抑えられ、中性子の量が減って警報が出たと推定したとのことである。

問題の原子炉内の制御棒は、運転時には原子炉の上に引き上げられ、電磁石の

力で保持されているが、今回落下した1本を含む3本の制御棒を保持する電磁石で、電流の値が低下する現象が確認されたとのことである。

原因は、これらの電磁石に電流を送るケーブルが、上から覆いかぶさっていたほかのケーブルの重みで接続不良を起こしたことで、電流の量が低下し、想定外に制御棒が挿入されたとのことである。

このため、債務者は今後、ケーブルを通すルートを変更するほか、覆いかぶさっていたケーブルの不要な部分を切断して再発防止に努めるとしている。

3 老朽化による影響も

今回の事故の原因となった別のケーブルの束が覆いかぶさる状態は、施工時から40年近く続いていたものである。

この点につき、債務者は、適切に施工していれば防げたことから、経年劣化ではなく、また施工ミスではないと主張しているようであるが、制御棒のケーブルは40年近く施工時の状態で使われ続けてきたことは事実であり、今のタイミングで接続不良が出てきたのは、施工+経年劣化の影響が強くうかがえるものである。

そして、施工時に予想していない問題が時間の経過により起こることは、未然に防げないものといえ、高浜4号機（3号機も同様）が重大事故を引き起こすリスクはきわめて高い。

さらに、運転開始後既に40年を超えている高浜1，2号機にあっては、より経年劣化は進んでいるのであるから、そのトラブルや事故の可能性は非常に大きいものと言え、一刻も早く運転が停止されるべきということになる。

以上